

議案第 15 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第
34 号）の一部を次のように改正する。

別表市川市稲荷木放課後保育クラブの項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 9 月 30 日から施行する。

（入所の承認に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の別表に規定する市川市稲荷木放課後保育
クラブに係る入所の承認（市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する
条例（以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の承認をいう。以下同じ。）を
受けている保護者（条例第 3 条第 3 号に規定する保護者をいう。以下同じ。）
は、令和 6 年 9 月 30 日に、改正後の別表に規定する市川市稲荷木小学校放
課後保育クラブに係る入所の承認を受けたものとみなす。

（保育料に関する経過措置）

- 3 令和6年9月30日前に改正前の別表に規定する市川市稲荷木放課後保育クラブに係る入所の承認を受けた保護者が納付すべき当該市川市稲荷木放課後保育クラブに係る条例第5条第1項に規定する保育料（同条第2項の規定により減額し、又は免除されたものを含む。）については、なお従前の例による。

（過料に関する経過措置）

- 4 令和6年9月30日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

放課後保育クラブの利便性の向上を図るため、稲荷木放課後保育クラブを稲荷木小学校放課後保育クラブに統合する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。